

松江工業高等専門学校の課外活動の在り方に関する方針

令和２年３月１０日制定

令和４年２月１５日一部改正

１．課外活動の基本的な考え

（１）課外活動の意義

課外活動は、「学校教育の一環として」行われるものであり、学生の自主的、自発的な参加により行われる課外活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

また、本校の教育理念である、「創造力と実践的技術力を兼ね備えた国際的エンジニア」を目指す上でも、他者との対話力、協働するための団結力、協調性等を養うために極めて効果的な活動である。

（２）課外活動の在り方

課外活動は、学生の自主的、自発的な参加となるように、学生が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、学生の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど学生のバランスのとれた生活や成長に配慮する。

また、技術・競技力を向上させるだけでなく、将来においても、学生が生涯にわたって豊かなスポーツライフと文化・科学等活動を実現する資質・能力を育む基盤として、課外活動に取り組む。

２．適正な部等の設置及び顧問の配置

本校に、学生や教員の数、指導内容の充実、学生の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に課外活動を実施できるよう、適正な数の部等を設置し、顧問教員を配置する。

３．課外活動の年間計画等の策定

（１）顧問教員は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）、並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

（２）校長は、顧問教員から提出のあった活動計画により、各課外活動団体の休養日及び活動時間等を公表する。

（３）校長は、提出された活動計画及び活動実績について確認し、過度な活動をしていると判断される場合は、当該団体あるいは当該顧問教員に対し速やかな改善を求める。

４．活動時間及び休養日の設定

（１）原則として、１日の活動時間は、平日は２時間程度、学校の休業日は３時間程度（練

習試合や大会等を除く）とする。

- (2) 学期中は、週当たり平日 1 日以上、週休日等 1 日以上、2 日以上の休養日を設ける。
- (3) 休養日に大会参加等で活動した場合は、当該休養日を他の日に振り替える。
- (4) 長期休業中は、少なくとも 1 週間程度以上の休養期間を設ける。
- (5) 原則として、定期試験の 1 週間前から試験終了日までは課外活動は行わない。ただし、大会参加等、事前に校長に許可を得た場合は、必要最小限の活動のみ許可する。
- (6) 顧問教員は、休日等の課外活動指導に対しては変形労働等により計画的に休日振替を行うとともに、他の顧問と連携し、振替休日に課外活動業務を行わないこと。

5. 参加する大会等

校長は、学生の教育上の意義や、学生や課外活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

6. 課外活動運営について

(1) 事故防止及び体罰等の根絶

顧問教員は、課外活動の実施に当たっては、学生の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 合理的でかつ効率的・効果的な課外活動の推進

顧問教員は、学生の能力向上や、生涯を通じてスポーツ、芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、学生とコミュニケーションを十分に図り、学生がバーンアウトすることなく、記録や技能等の向上等の目標を達成できるよう、競技種目、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

7. 保護者との連携

保護者の理解と協力は、課外活動運営上欠かすことのできない重要なことである。顧問教員は、指導に関する基本方針、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等を保護者に示すこと。

附則

本方針は令和 2 年 3 月 10 日から施行する。

附則

本方針は令和 4 年 2 月 15 日から施行する。